

北上市監査委員告示第1－1号

令和8年2月4日付け北上市監査委員告示第1号をもって公表した令和7年度定期監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年4月1日

北上市監査委員	清	水	正	士
同	居	駒		勉

7 北総第3582号

令和8年3月30日

北上市監査委員 清水正士様

同 居駒勉様

北上市長 八重樫 浩 文



定期監査及び行政監査の指摘事項に対する措置の結果について（報告）

このことについて、令和8年2月4日付け7北監事第215号で提出のあった「定期監査及び行政監査の結果について」における指摘事項について、措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり措置の内容を報告します。

担 当 企画部総務課法規文書係

係長 伊藤 昌彦

連絡先 内線 3223



定期監査の指摘事項に対する措置について（報告）

財務部資産経営課

令和7年度定期監査の講評において指摘を受けたことについて、次のとおり報告します。

記

1 監査委員からの指摘内容

法に基づく公用車の運行記録の不適切な管理。

公用車使用に係る電子申請の導入については、入力誤りに起因する要改善事項が認められたことから、令和6年度にシステムの再検証および定期的な確認体制の構築等、運行状況の適正管理を求めてきたところである。その後、当局より電子申請フォームの改善を図った旨の報告を受けたが、当該フォームにより作成される運行記録は、道路交通法施行規則に定める必須項目を満たさず、また入力データの真正性を確認し得ない仕様のままであり、前回の指導事項について、改善の跡が認められない。加えて、運行後のアルコールチェックについては、実施の有無にかかわらず「実施した」と記録される仕様となっており、法令の趣旨を損なうものである。これらの状況は、法令遵守の観点から看過し得ない取扱いであり、可及的速やかな是正をされたい。

2 本件の発生原因

- (1) 電子申請のフォームが2つに分かれていることから、どの命令がどの日誌に紐づくのか、突き合わせる作業が新たに発生し、そこに膨大な時間を要したため、運転命令と運転日誌の入力漏れや誤りに対するチェック機能が働いていないこと。
- (2) 運行後のアルコールチェックについて、フォームのシステム上、「健康状態（アルコールチェック含む）確認済み」の欄にチェックを入れないと送信できないこと。

3 再発防止策

次のとおり講じ、いずれも今年度中の実施を予定している。

- (1) フォームを修正する。
 - ① 運転命令番号及び職員番号を日誌に入力させることで突合作業を容易にする。
 - ② 運転距離を入力項目に追加する。
 - ③ フォームの変更内容及びそれに伴う注意点を通知する。
- (2) 日誌のアルコールチェック欄を独立させる。加えて、運転前後のアルコールチェックを徹底するよう通知する。

定期監査の指摘事項に対する措置について（報告）

まちづくり部地域づくり課

令和 7 年度定期監査の講評において指摘を受けたことについて、次のとおり報告します。

記

1 監査委員からの指摘内容

準公金の不適切な管理。

交通指導隊本体に係る慶弔費や活動時の弁当代等について、一般会計において支出される交通指導隊員報償費の一部を天引きし、本隊の運営財源として収支管理を交通指導隊の所管課が行っていた。しかしながら、当該課は公金以外の金銭を取り扱っているにもかかわらず、本件を準公金として取り扱うべきとの認識を欠いていた。本業務においては、速やかに処理手順書や収支決算書を整備するなど、準公金取扱基準に則した事務への見直しが必要である。併せて、市の準公金取扱要領に照らし、本件金銭管理を市が担うことの可否について、改めて精査されたい。

2 本件の発生原因

今回指摘事項となった当該金銭については、交通指導隊隊員に支払われた報償費が原資であり、隊員に係る慶弔費や活動時の弁当代等を支出する隊員互助的な意味合いを持つ金銭であることや、その収支決算の報告が交通指導隊幹部会議に対してのみであり、交通指導隊の担当者は長年に渡り、担当者間の引継ぎにより収入票及び支出票を起票し課内決裁処理を行っていた。

令和 3 年度から 5 年間は出納簿及び決算書を作成し、交通指導隊の監事の監査を受けて監査報告書の作成を行っていたものの、事業実績や事業計画を認定する総会等の規約がないことや、定期監査における補助金交付団体の調書に記載する対象でないこともあり、準公金であるとの認識が薄く、準公金取扱基準に準じた処理手順書の作成と所管部長及び課長の点検を怠っていたとともに監査資料を提出していなかった。

しかし、令和 7 年度に庁内の準公金に関する通知を受けて、地域づくり課内で当該金銭の取扱いについて再確認し、上半期分の出納に関する証拠書類を点検し、その結果をまちづくり部長に報告を行っていたものの、処理手順書の作成については失念していた。

3 再発防止策

監査での指摘後、会計処理上で不足していた処理手順書、支出決算書を直ちに

作成し、以後は準公金取扱基準に準じた取扱いとしている。

なお、当該金銭は隊員互助的な意味合いを持つ金銭であり、本来は交通指導隊隊員で管理すべきものであった。今回の指摘を受け、同隊と協議を行い、令和8年度以降は、金銭管理を交通指導隊隊員が管理することとした。通帳の引継にあたっての名義変更等の必要な手続きは、年度内に完了予定。

定期監査の指摘事項に対する措置について（報告）

財務部財政課

令和 7 年度定期監査の講評において指摘を受けたことについて、次のとおり報告します。

記

1 監査委員からの指摘内容

飯豊中学校校長寿命化改良事業における物品移動業務委託について、契約単位を 3 件に分割した少額随意契約が締結されていたことについて、業務完了日が同一であり、業務内容も一体として把握されることから、契約単位を分割したことについて合理的な理由を見出し難い。契約単位の細分化は、経費増大の可能性を伴う点でも慎重な検討が求められる。また、移動物品の数量確認作業や契約事務は、事業全体の工程を踏まえ、計画的に進められるべきものであるため、数量確定を契約単位分割の理由とすることは、手続の適正性の観点から妥当とは言い難いものである。

以上を踏まえると、本業務委託の契約単位を分割したことについて、正当な理由は認められず、公平性・公正性の確保の観点から、契約単位を分割せず競争入札に付すべきであったと解される。

さらに、当該 3 件の契約手続において、いずれも同一業者 1 者のみからの見積徴収により行われていたことについて、理由を「過去に同様業務の受託実績がある」としていたが、当該理由のみをもって他業者による履行が困難であるとは言いがたく、複数業者による競争を行わなかったことについて客観的合理性を欠くものである。

2 本件の発生原因

当該 3 件の業務委託は、北上市立飯豊中学校校長寿命化改良工事の進捗に合わせ、物品の移動が生じた都度（移動すべき物品の数量が確定した都度）実施したものであり、また、業者の選定に当たっては、過去に同校において同様の業務を行った経験を有し、他社と比較して効率的な作業が期待できることかつ即応が可能であることから依頼したものであったが、契約単位を 3 件に分割したこと、見積徴収先を 1 者に限定したことは、それぞれ、監査委員からの指摘にある、移動物品の数量確認作業や契約事務は事業全体の工程を踏まえ計画的に進められるべきものであること、「過去に同様業務の受託実績がある」理由のみをもって複数業者による競争を行わなかったことについて客観的合理性を欠くものであることの認識を欠いたことが原因である。

3 再発防止策

同一目的、同一場所、同一仕様、同一期間等の発注は原則として分割発注ができないこと、また競争性確保が適正な契約事務の基本であることを改めて、予算執行事務説明会などの場で職員に指導する。

定期監査の指摘事項に対する措置について（報告）

教育部総務課

令和 7 年度定期監査の講評において指摘を受けたことについて、次のとおり報告します。

記

1 監査委員からの指摘内容

飯豊中学校校長寿命化改良事業における物品移動業務委託について、契約単位を 3 件に分割した少額随意契約が締結されていたことについて、業務完了日が同一であり、業務内容も一体として把握されることから、契約単位を分割したことについて合理的な理由を見出し難い。契約単位の細分化は、経費増大の可能性を伴う点でも慎重な検討が求められる。また、移動物品の数量確認作業や契約事務は、事業全体の工程を踏まえ、計画的に進められるべきものであるため、数量確定を契約単位分割の理由とすることは、手続の適正性の観点から妥当とは言い難いものである。

以上を踏まえると、本業務委託の契約単位を分割したことについて、正当な理由は認められず、公平性・公正性の確保の観点から、契約単位を分割せず競争入札に付すべきであったと解される。

さらに、当該 3 件の契約手続において、いずれも同一業者 1 者のみからの見積徴収により行われていたことについて、理由を「過去に同様業務の受託実績がある」としていたが、当該理由のみをもって他業者による履行が困難であるとは言いがたく、複数業者による競争を行わなかったことについて客観的合理性を欠くものである。

2 本件の発生原因

当該 3 件の業務委託は、北上市立飯豊中学校校長寿命化改良工事の進捗に合わせ、物品の移動が生じた都度（移動すべき物品の数量が確定した都度）実施したものであり、また、業者の選定に当たっては、過去に同校において同様の業務を行った経験を有し、他社と比較して効率的な作業が期待できることかつ即応が可能であることから依頼したものであったが、契約単位を 3 件に分割したこと、見積徴収先を 1 者に限定したことは、それぞれ、監査委員からの指摘にある、移動物品の数量確認作業や契約事務は事業全体の工程を踏まえ計画的に進められるべきものであること、「過去に同様業務の受託実績がある」理由のみをもって複数業者による競争を行わなかったことについて客観的合理性を欠くものであることの認識を欠いたことが原因である。

3 再発防止策

工事全体の進捗を見極め、移動すべき物品の適切な数量の把握に努めるとともに、数量から求められる積算金額等に応じて、地方自治法施行令及び北上市契約規則に従い適切な契約事務となるよう、契約担当者のみならず、課内、部内の決裁過程においても確認することとした。

また、契約担当者に対する適切な契約事務に係る指導を教育部総務課において実施した。